

# 資料 1

## 那珂市総合計画策定委員会の会議の公開等に関する取決め事項

那珂市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開等に関し、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### 1 会議の公開について

委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、会議に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

### 2 委員名簿の公開について

- (1) 委員名簿は、公開するものとする。
- (2) 委員名簿には、区分、所属、役職及び氏名を記載し、さらに委員会の役職（委員長及び副委員長）を記載するものとする。

### 3 会議資料の公開について

会議資料は、会議終了後、市ホームページで公開するものとする。

### 4 会議録の公開について

- (1) 会議録は、原則として公開とする。ただし、会議録に那珂市公文書の開示等に関する条例第6条の各号に規定する情報が含まれる場合は、当該箇所を非公開とすることができる。
- (2) 会議録は、会議における議事の経過及び発言内容を記録し、事務局が作成後、市ホームページで公開するものとする。

### 5 傍聴について

- (1) 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開会前に、自己の氏名及び住所を会議傍聴人受付簿（別記様式）に記入し、入室しなければならない。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びている者
  - イ 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
  - ウ 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不適当と認める者
- (3) 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。
- (4) 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること。
  - イ 私語、談話、拍手等をすること。
  - ウ 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
  - エ 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動をすること。
- (5) 委員長は、前項各号の事項を行う者があるときは、これを制止し、これに従わない場合は、退場を命じることができる。
- (6) 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

## 別記様式（第5関係）

## 会議傍聴人受付簿